

# 全国高等学校美術工芸教育研究会 会則

## 1. 名 称

本会は全国高等学校美術工芸教育研究会（略称を全高美工研）と称する。

## 2. 目 的

本会は高等学校美術、工芸教育研究活動を推進する。又、全国高等学校美術、工芸教育の充実と振興を図る。

## 3. 事 業

本会の事業年度は総会から次期総会までとし、次の事業を行う。

- (1) 全国高等学校美術、工芸教育研究大会を開催する。
- (2) 各種関係諸団体と連携する。
- (3) 会員の研修等、本会活動に必要な事業を行う。

## 4. 会員組織

本会は全国の高等学校美術、工芸教育の担当者及び関係者によって組織する。

## 5. 役 員

- (1) 本会に次の役員を置く。

会長 1名、副会長 若干名、理事長 1名、副理事長 若干名、事務局長 1名、事務局次長 若干名、事務局会計 1名、常任理事 数名、ブロック理事 6名、都道府県理事 47名、監事 2名

- (2) 事業を推進するための役員の役割は以下の通りとする。

会長	本会を代表する。
副会長	会長を補佐する。
理事長	理事を代表する。
副理事長	理事長を補佐する。
事務局長	事業推進にかかわる庶務を統括する。
事務局次長	事務局長を補佐する。
事務局会計	会計業務を行う。
常任理事	事業を推進する。
ブロック理事	地区ブロックを代表する。
都道府県理事	各都道府県の研究会において、事業を推進する。
監事	会計業務を監査する。

- (3) 役員の任期は、本会事業年度とする。ただし再選を妨げない。なお、都道府県理事の任期は各研究会の会則による。

- (4) 役員の選出は、本部役員会に於いて次期役員案を作成し、本部理事会、都道府県代表者会議を経て総会で決定する。

## 6. 運 営

- (1) 本部役員会は、東京及び近県の会長、副会長、理事長、副理事長、事務局長、事務局次長、事務局会計によって構成する。

- (2) 本会の所在地は会長の在籍校に置く。

- (3) 本部事務局は東京都高等学校美術、工芸教育研究会内に置き、事務局員は東京及び近県の会員をもって組織する。

- (4) 本部理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、事務局長、事務局次長、事務局会計、常任理事、ブロック理事、監事によって構成する。

- (5) 都道府県代表者会議は、本部理事会と各都道府県の高等学校美術、工芸研究会の代表者、及び都道府県理事によって構成する。

- (6) 全国を北海道・東北地区、関東甲信越地区、東海・北陸地区、近畿地区、中国・四国地区、九州地区の6ブロックに分け、各ブロックにブロック理事を置く。

- (7) 会員の連絡は、各都道府県の高等学校美術、工芸教育研究会の事務局が担当する。

- (8) 全国高等学校美術、工芸教育研究大会に於いては、主催地の高等学校美術、工芸研究会によって大会役員及び実行委員会を組織する。

## 7. 会 議

- (1) 本会の会議は、総会、都道府県代表者会議、本部理事会、及び本部役員会とする。
- (2) 本会の事業に関する議題は、総会によってこれを決定する。総会は年1回とし、全国高等学校美術、工芸研究大会に於いて開催する。
- (3) 総会の議題は、本部役員会が原案を作成し、本部理事会、都道府県代表者会議を経て総会に提出する。
- (4) 会議の議決は出席者の過半数による。

## 8. 会 計

本会の経費は、各都道府県単位の分担金とその他協賛金等をもってこれにあてる。

## 9. 専門部

本会に次の専門部を置く。運営については専門部規約による。

研究部、広報部、研修部

## 10. 功労者表彰

- (1) 表彰の対象者は、全国高等学校美術工芸教育研究会に貢献した者、及び各都道府県の高等学校の美術、工芸教育に貢献した者とする。
- (2) 表彰は、原則として退職の直前の全国高等学校美術、工芸教育研究大会にて行う。
- (3) 表彰対象者の推薦は、全国高等学校美術工芸教育研究会本部、または各都道府県の美術、工芸教育研究会が行う。

## 11. 会則の改正

本会則は、総会出席者の過半数の同意をもって改正することができる。

<付 則>

本会則は1952年7月1日より施行する。

1992年11月21日、一部改正

2000年10月26日、一部改正

2003年10月25日、一部改正

2004年10月8日、一部改正

2011年8月19日、一部改正

2012年8月24日、一部改正

2017年8月23日、一部改正

2018年8月10日、一部改正

# 全国高等学校美術工芸教育研究会 専門部規約

## 1. 目的

各専門部は事業内容と分担を明確にし円滑に事業の推進を図る。

## 2. 専門部

- (1) 専門部の構成は概ね以下の通りとする。

研究部 4～6名、広報部 4～6名、研修部 4～6名

- (2) 事業を推進するための専門部の役割は以下の通りとする。

研究部 本会における必要な調査集計及び研究を行い、全国の動向を把握する。

広報部 ホームページを運営・管理し、会員の情報交換及び交流に寄与するとともに、本会の活動を広く一般に開示する。

研修部 本会における研修事業を運営・管理し、本会の研修活動を活性化する。

- (3) 専門部員の任期は、2年とする。ただし再選を妨げない。

- (4) 各専門部員は、副理事長、事務局次長、常任理事で組織するものとし本部役員会に於いて次期部員案を作成し、本部理事会、都道府県代表者会議を経て総会で決定する。尚、各専門部部長は各専門部より選出する。

<付 則>

本規約は2018年8月10日より施行する。